

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 } 2 } (略) 3 }</p> <p>4 この規程において「教職員」とは、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）<u>又は国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）</u>の適用を受ける者をいう。</p> <p>5 この規程において「有期雇用教職員」とは、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）の適用を受ける者をいう。</p> <p>6 この規程において「時間雇用教職員」とは、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）の適用を受ける者をいう。</p> <p>7 この規程において「教職員等」とは、前3項に掲げる者をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">東日本大震災に伴う教職員の就業に関する特例を定める規則 (平成23年3月24日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(給与)</p> <p>第3条 教職員（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）第2条第4項第<u>1号</u>に掲げる有期雇用教職員（次条において「有期雇用教職員」という。）及び同項第<u>2号</u>に掲げる時間雇用教職員（第5条において「時間雇用教職員」という。）を除く。）が前条の規定により勤務しないことを承認されたときは、当該承認された期間について、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）第37条に規定する「その他勤務しないことにつき特に承認があった場合」として取り扱うこととし、同条による給与の減額は行わない。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学災害補償規程 (平成16年4月1日総長裁定)</p>	<p>第2条 } 2 } (同 左) 3 }</p> <p>4 この規程において「教職員」とは、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）、<u>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）又は国立大学法人京都大学事務職員（特定業務）就業規則（平成25年達示第57号）</u>の適用を受ける者をいう。</p> <p>5 } 6 } (同 左) 7 }</p> <p>(給与)</p> <p>第3条 教職員（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）第2条第4項第<u>2号</u>に掲げる有期雇用教職員（次条において「有期雇用教職員」という。）及び同項第<u>3号</u>に掲げる時間雇用教職員（第5条において「時間雇用教職員」という。）を除く。）が前条の規定により勤務しないことを承認されたときは、当該承認された期間について、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）第37条に規定する「その他勤務しないことにつき特に承認があった場合」として取り扱うこととし、同条による給与の減額は行わない。</p>

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）に勤務する教職員、特定有期雇用教職員、有期雇用教職員、時間雇用教職員、外国人教師及び外国人研究員（以下「教職員等」という。）が業務上の災害（負傷、疾病又は死亡をいう。以下同じ。）若しくは通勤途上における災害を被ったとき、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づく補償又は保険給付のほかに、大学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定めることを目的とする。

(後 略)

京都大学招へい外国人学者等受入れ要項
(昭和52年3月22日総長裁定)

(前 略)

2 外国人研究者で次の各号に該当するものは、京都大学招へい外国人学者（以下「招へい外国人学者」という。）として受け入れるものとする。

(1) 国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第14条の規定による外国人教師又は外国人研究員でないこと。

(2) 原則として1月以上にわたって部局の研究教育に貢献する者であること。

(3) 本学の教授、准教授又は講師と同等以上の資格があると認められる者であること。

(後 略)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）に勤務する教職員、特定有期雇用教職員、事務職員（特定業務）、有期雇用教職員、時間雇用教職員、外国人教師及び招へい研究員（以下「教職員等」という。）が業務上の災害（負傷、疾病又は死亡をいう。以下同じ。）若しくは通勤途上における災害を被ったとき、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づく補償又は保険給付のほかに、大学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定めることを目的とする。

2 (同 左)

(1) 国立大学法人京都大学外国人教師就業規則（平成16年達示第74号）又は国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則（平成16年達示第75号）の規定による外国人教師又は招へい研究員でないこと。

(2) } (同 左)

(3) }

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。